

尼崎市生食用食肉の取扱施設届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）に規定された生食用食肉を取り扱う営業許可施設において、食品衛生上必要な事項について定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「生食用食肉」とは、規格基準が定められた生食用として供される牛の食肉（内臓を除く。）をいう。

2 この要綱において「取扱施設」とは、飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の営業許可施設であって、規格基準に基づき生食用食肉の加工、調理、提供又は販売を行う施設をいう。

3 この要綱において「取扱い」とは、生食用食肉を食用に供する目的で加工、調理、提供又は販売をすることをいう。

4 この要綱において「加工」とは、枝肉から肉塊を切り出す処理から加熱殺菌及び冷却までのいずれかの行程を行う行為をいう。

5 この要綱において「調理」とは、生食用食肉として喫食する施設において加熱殺菌済みの肉塊を細切、盛付け又は調味する行為をいう。

6 この要綱において「提供」とは、容器に盛り付けられ、容器ごと包装された加熱殺菌済みの生食用食肉を仕入れ、細切、盛付け及び調味等を行わずに、その場で喫食するために容器ごと客に供する行為で調理に該当しない行為をいう。

7 この要綱において「販売」とは、加熱殺菌済みの肉塊を細切、小分け又は盛付けを行い売る行為をいう。

(取扱施設の基準)

第3条 取扱施設の基準は、食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）第3条別表第1、第2及び第3に規定する基準とする。

(取扱施設の届出)

第4条 取扱施設の営業者（以下「営業者」という。）は、生食用食肉取扱施設開始届（様式第1号）を保健所長に提出すること。ただし、新規で営業許可を受けようとする施設以外の施設において、新たに当該届出を提出しようとする場合には、尼崎市食品衛生に関する規則（平成21年尼崎市規則第37号）第5条に規定する変更届出書により営業設備の主要の変更について届出を行ったうえで提出すること。

2 前項に規定する届出を受けた保健所長は、書類を審査し、現地調査により、前条に規定する取扱施設の基準に適合することの確認を行い、生食用食肉取扱施設届出済証（様式第2号）を交付するものとする。

3 営業者は、前項に基づき交付された生食用食肉取扱施設届出済証を、営業施設の見やすい場所に掲示すること。

4 営業者は、様式第1号の届出事項に変更等が生じた場合、又は生食用食肉の取扱いを廃止した場合

には、生食用食肉取扱施設変更・廃止届（様式第3号）を保健所長に提出すること。ただし、生食用食肉の取扱いに係る設備、取扱形態、取扱品目、流通経路及び加工における生食用食肉取扱者の変更を除き、省令第71条の規定による営業許可申請事項の変更及び省令第71条の2の規定による廃業の届出をした場合においては、本要綱における「生食用食肉取扱施設変更・廃止届」を提出したものとみなす。

（生食用食肉取扱者の配置）

第5条 取扱施設には、生食用食肉取扱者を置かなければならない。

2 生食用食肉取扱者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 次の要件を満たす者

ア 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

ウ 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

(2) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食肉製品製造業において食品の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、都道府県知事の登録を受けた講習会の課程を修了した者

(3) 都道府県知事若しくは地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が指定した認定生食用食肉取扱者養成講習会を修了した者

(4) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号ロに規定する食品衛生責任者に該当する者（生食用食肉の調理、提供及び販売のみを行う施設に限る。）

（その他）

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。